

契約番号 2506300002 令和6年度神崎市脊振町水質検査業務委託
特記仕様書

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、給水栓水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、佐賀東部水道企業団（以下「甲」という）が委託する「神崎市脊振町水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 履行場所 佐賀県神崎市脊振町地内

4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

第3 (検査項目)

1 給水栓及び原水水質検査（定期の水質検査）

(1) 検査項目及び検査頻度

別表「令和6年度検査頻度表」のとおり。

(2) 採水日程

別表「令和6年度検査頻度表」のとおり

(3) 採水場所

別表「令和6年度検査頻度表」のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 乙は、別表の検査項目に対し、別表の採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(5) 採水方法等

ア 別紙「採水要領について」のとおり。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で定められた時間内に試験開始が可能な時間とする。

2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

甲が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

ア 別紙「採水要領について」のとおり。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で定められた時間内に試験開始が可能な時間とする。

第4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15

年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号)、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は乙が準備をする。

イ 採水時刻、採水場所を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号)に基づき実施する。

(4) 水質検査結果の報告

ア 給水栓水及び原水の水質検査については、採水日から二週間以内に完了し、一ヶ月以内に文書により報告すること。

イ 水道法第 18 条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告する。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は基準値の 1 割を超える場合は、速やかに甲に連絡する。

(5) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

乙は、実際の作業においても、標準作業手順書に沿った記録を行う。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記

録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の廃棄

検査結果報告後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名称	部数	提出期限等
一般事項	業務委託着手届	1	契約確定日
	従事者等届	1	契約締結後二週間以内
	業務委託計画書	1	
	職務分担表	1	
	業務委託完了届	1	水質検査受託業務終了後速やかに
	請求書	1	水質検査受託業務終了後速やかに
	打合せ議事録	1	必要の都度

	名称	部数	提出期限等
水質検査関係	採水ルート図	1	契約締結後二週間以内
	検査項目の実施順序	1	
	装置等の保守点検状況	1	必要の都度
	標準作業手順書	1	必要の都度
	作業報告	1	受託報告書提出時
	水質検査業務委託報告書	2	各採水日から一ヶ月以内

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。

なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

5 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。乙は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

6 担当部署

〒840-0112

佐賀県三養基郡みやき町大字江口 3986-1

佐賀東部水道企業団 浄水課 水質係

TEL 0942 (89) 5676

FAX 0942 (89) 2765

採水要領について

1. 試料の採水方法

1) 給水栓

- ① 鉛以外の項目：5L/分で5分間流水後採水する。
- ② 鉛：5L/分で5分間流水後、15分間滞留させ、その後初流から5L/分で5L採り、均一攪拌したものを試料とする。

2) 給水栓以外

給水栓が設置されていない原水の採水は採水器具（2L以上）と、投げ込み用のロープ（10m程度）を用意し採水する。また、採水用具は十分に原水で共洗いしたものを使用する。

2. 現場における水質検査

現場において水質検査を行う項目については5L/分で5分間流水後実施する。残留塩素が検出されない場合は引続き流出させ実施する。

3. 採水容器

水質検査項目により下表の採水容器を用意する。

水質検査項目	採水容器	採水容量	備考
細菌用	(指定なし)	120mL以上	*ハイポ入り
金属用	ポリエチレン瓶	50mL以上(満水)	速やかに硝酸添加
鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上(満水)	5L用採水器具使用、速やかに硝酸添加
揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口ガラス瓶	40mL以上(満水)	*アスコルビン酸添加、速やかに塩酸添加
ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口ガラス瓶	50mL以上(満水)	*採水時アスコルビン酸添加
ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上(満水)	*ハイポ添加
フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	
非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	150mL以上(満水)	*亜硫酸水素ナトリウム添加
TOC、臭気、味用	ガラス瓶	300mL以上(満水)	
シアン用	(指定なし)	100mL以上(満水)	*りん酸緩衝液添加
塩素酸用	(指定なし)	50mL以上(満水)	速やかにEDAまたはハイポ添加
その他の項目用	(指定なし)	2L以上(満水)	

*は原水の場合、不要

ア 必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

令和6年度検査頻度	岩屋小規模水道				サンライズヒル団地小規模水道				リバーサイド池の平団地小規模水道				グリーン原中原団地飲料水供給施設				原中原住宅飲料水供給施設				リバーサイド池の平東飲料水供給施設				宮の本住宅飲料水供給施設				広滝西住宅飲料水供給施設				勝陣団地飲料水供給施設			
	05	08	11	02	05	08	11	02	05	08	11	02	05	08	11	02	05	08	11	02	05	08	11	02	05	08	11	02	05	08	11	02	05	08	11	02
一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
カドミウム及びその化合物		○				○				○																										
水銀及びその化合物		○				○				○																										
セレン及びその化合物		○				○				○																										
鉛及びその化合物		○				○				○																										
ヒ素及びその化合物		○				○				○																										
六価クロム化合物		○				○				○																										
シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
亜硝酸態窒素 (H26～)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
フッ素及びその化合物		○				○				○																										
ホウ素及びその化合物		○				○				○																										
四塩化炭素		○				○				○																										
1,4-ジオキサン		○				○				○																										
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○				○				○																										
ジクロロメタン		○				○				○																										
テトラクロロエチレン		○				○				○																										
トリクロロエチレン		○				○				○																										
ベンゼン		○				○				○																										
塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
総トリハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ブロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
亜鉛及びその化合物		○				○				○																										
アルミニウム及びその化合物		○				○				○																										
鉄及びその化合物		○				○				○																										
銅及びその化合物		○				○				○																										
ナトリウム及びその化合物		○				○				○																										
マンガン及びその化合物		○				○				○																										
塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○				○				○																										
蒸発残留物		○				○				○																										
陰イオン界面活性剤		○				○				○																										
ジェオスミン		○				○				○																										
2-メチルイソボルネオール		○				○				○																										
非イオン界面活性剤		○				○				○																										
フェノール類		○				○				○																										
TOC(全有機炭素)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)		○				○				○																										
一般細菌:原水検査		○				○				○																										
大腸菌(定量):指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
嫌気性芽胞菌:指標菌検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
計	25	53	25	25	25	53	25	25	25	53	25	25	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	0	0	0	13	0	0	0	12	0	0	0	12	0	0